

第 25 回

大阪市都市景観委員会

会 議 録

日 時	平成 20 年 2 月 5 日 (火)
	午前 10 時～午前 11 時 25 分
場 所	ヴィアーレ大阪 4 階 ヴィアーレホール

大阪市都市景観委員会（第25回）

1. 開催日時 平成20年2月5日（火）午前10時～午前11時25分

2. 開催場所 ヴィアーレ大阪 4階 ヴィアーレホール

3. 出席者（敬称略）

（1）都市景観委員会

委員長	増	田	昇
委員	小伊藤	亜希子	
	孔		怡
	澤木	昌典	
	中原	茂樹	
	藤本	英子	
	松村	暢彦	
	渡邊	英一	

（2）市側

	森	田	市民局市民部長
	井	上	ゆとりとみどり振興局緑化推進部長
	梅	村	都市整備局企画部まちづくり事業企画担当課長
	稗	田	建設局総務部事業企画担当課長代理
	田	中	建設局管理部路政担当課長
	堀	尾	港湾局臨海地域活性化室開発調整担当課長代理
	花	淵	交通局工務部建築企画担当課長
	植	木	教育委員会事務局生涯学習部研究主幹
	貝	野	計画調整局建築指導部長
事務局（計画調整局）	北	村	局長
	立	田	計画部長
	坊	農	計画部都市デザイン担当課長
	高	林	計画部都市デザイン担当課長代理
	松	並	計画部担当係長
	大	中	計画部担当係長
	淺	野	計画部都市デザイン担当

4. 会議次第

(1) 開 会

(2) 議 題

1) 委員長の互選等について

- ・委員による委員長の互選について
- ・委員長による委員長職務代理者の指名について

2) 今後の審議事項について

- ・主な審議事項
- ・都市景観資源検討部会の継続設置について

3) 都市景観資源の登録に向けた取り組みについて

4) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に向けた取り組みについて

5) その他

- ・景観整備機構の指定状況について（報告）

(3) 閉 会

[配付資料]

- 資 料 1 - 1 今後の都市景観委員会での主な審議事項について
- 1 - 2 都市景観資源検討部会の継続設置について
- 2 都市景観資源の登録に向けた取り組みについて
- 3 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に向けた取り組みについて（案）
- 4 景観整備機構の指定状況

[参考資料]

大阪市都市景観条例

大阪市都市景観規則

5. 議事の概要

○事務局

定刻が参りましたので、ただいまから第25回大阪市都市景観委員会を開催させていただきたいと存じます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます大阪市計画調整局計画部都市デザイン担当課長の坊農でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

報道機関の方、それから傍聴の方は、携帯電話等の電源を切るかマナーモードに設定をいただきまして、審議の妨げにならないようにご協力をお願いしたいと存じます。

本日の都市景観委員会には、現在12名中7名の委員のご出席をいただいております。

本日の都市景観委員会につきましては、大阪市都市景観条例に基づきまして、委員委嘱後の初の委員会開催となっております。

そこで最初に、委員会にご出席いただいております委員の皆様方を事務局よりご紹介させていただきたいと存じます。お手元の都市景観委員会出席者名簿、お手元の資料の2枚目でございますが、その名簿に従いましてご紹介させていただきたいと存じます。あいうえお順でご紹介させていただきます。

まず、小伊藤亜希子大阪市立大学大学院准教授でございます。

○小伊藤委員

よろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、澤木昌典大阪大学大学院教授でございます。

○澤木委員

澤木でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

中原茂樹大阪市立大学大学院准教授でございます。

○中原委員

中原でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

藤本英子京都市立芸術大学准教授でございます。

○藤本委員

藤本英子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

増田昇大阪府立大学大学院教授でございます。

○増田委員

増田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

松村暢彦大阪大学大学院准教授でございます。

○松村委員

こんにちは。よろしくお願いいたします。

○事務局

渡邊英一京都大学名誉教授でございます。

○渡邊委員

渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

あと、本日所用で欠席でございますが、委員といたしまして川崎雅史京都大学大学院教授、神野榮関西電力株式会社取締役副社長、木多彩子摂南大学准教授、栗本智代大阪ガスエネルギー文化研究所主任研究員の方々にお願いしております。また、キャスター・ラジオパーソナリティーの孔委員につきましては、ちょっと遅れて来られますので、お見えになった時点でご紹介をさせていただきたいと存じます。

それでは、本委員会の開会に当たりまして、北村計画調整局長より一言ごあいさつ申し上げます。

○北村計画調整局長

皆さん、おはようございます。計画調整局長の北村でございます。すみません、お手元にお配りしている配席図と違ってこちらの方に座っておりますので、よろしくお願いいたします。ちょっと昨日から風邪を引いて、声がちょっと出にくくなっておりますけど、お聞き苦しい点があるかと思っておりますけど、ご容赦を願いたいと思っております。

本当に委員の皆様方には、お寒い中、お忙しい中ご出席を賜りまして、ありがたく思っております。厚く御礼を申し上げます。

この都市景観委員会につきましては、第25回ということで、委員の任期ということで申し上げますと5期目ということでございまして、ただ今、司会の方からご紹介をさせていただきました委員の皆様方、快くお引き受けをいただきましてありがたく存じております。この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、大阪市では、景観法の施行に伴いまして、この委員会からの貴重なご意見をいただきながら、既に大阪市景観計画策定と大阪市都市計画条例の改正を行ったところでございます。こういった計画なり条例に基づきまして、これから一層魅力的なまちをつくり上げていくためにも市民・企業等との協働が重要であると考えておりまして、魅力的な景観やまちなみ形成に対します市民の方々の意識の醸成、さらには市民の方々のご

協力を受けて、行政として何をやっていったらいいのか一緒になって取り組んでいきたいという、そういう意識が重要だと考えております。

皆さんご承知のように先般私ども市長が交代をいたしましたけれども、平松市長のほうも、やはり市民との協働ということを強く申しております。そういった意味で、こういう景観、市民の方々のご協力がなければ成り立たないという取り組みでございますので、その辺を踏まえまして、私ども計画調整局としても新しい気持ちで取り組んでまいりたいと思っております。

実際、市民との協働という意味で、市民の方々が自らまちの将来像を考えて、その実現に向けてまちづくりの方針を作っていくという、そういう動きを行政の側から、ちょっとした口幅ったいですけどもサポートをさせていただくという意味で、各行政単位で未来わがまち会議というのを設立して、まちの課題やその解決方策などにつきまして、区民の方々の意見をお伺いしたいという場は既にでき上がっております。今日も一部その活動についてご紹介できる場面もあるかと思っておりますけれども、先ほど申しあげましたようなこれからの景観、あるいは景観の保全・活用といった面で、こういった場を活用しながら市民との協働によりまして、わがまちの景観の再認識といえますか、よりよいものに仕上げていくその試みを継続していければなというふうに考えております。

本日、この中でも非常に重要なテーマでございます都市景観資源や景観重要建造物、また樹木の登録などに向けた具体的な取り組みについてご説明をし、それに対して皆様方の忌憚ないご意見を頂戴しながら、より良いものに仕上げていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

私どもも本当これから景観づくり、非常に重要だと考えておりますので、皆様方のお知恵を拝借できればなと思っております。よろしくお願ひします。

○事務局

それでは、ただ今、孔委員が来られましたので、ご紹介させていただきたいと思えます。キャスター・ラジオパーソナリティーの孔委員でございます。

○孔委員

すみません、遅れまして。よろしくお願ひします。

○事務局

委員の皆様方には都市景観委員会の委嘱状を、机の上に置かせていただいておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思えます。

それでは、議事に入ります前に配付資料の確認をお願いいたします。お手元に配付をしている資料でございます。

1 枚目、第25回大阪市都市景観委員会議事次第。

2つ目が大阪市都市計画委員会出席者名簿。

3点目、右肩に資料1-1としております、今後の都市景観委員会での主な審議事項について。

4点目、資料1-2としてございますが、都市景観資源検討部会の継続設置について。

5点目でございます、資料2としております都市景観資源の登録に向けた取り組みについて。

6点目、資料3と右肩に記載をさせていただいております、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に向けた取り組みについて（案）。

続きまして7点目、右肩に資料4と記載をしてございます、「景観整備機構」の指定状況でございます。

また、参考資料といたしまして、大阪市都市景観条例、同規則等も置かせていただいております。

資料につきましては以上の8点でございます。もし、お手元の資料で不足等がございましたら、事務局にお申し付けください。お願いをいたします。

それでは次第に従いまして、しばらく進行役のほうで進めさせていただきたいと存じます。

まず、本日の1つ目の議題でございますが、委嘱後初めての委員会でございますので、最初に委員長の互選についてお諮りいたしたいと存じます。

委員長につきましては、大阪市都市景観規則第17条第1項の規定によりまして、委員長は委員の皆様のご互選により定めることになっておりますので、どなたかご推薦を頂戴したいと存じますが、いかがでしょうか。

（藤本委員の挙手）

○事務局

藤本委員、よろしくお願ひいたします。

○藤本委員

第1回の委員会から委員でおられまして、そしてずっとこの委員会の経緯をよくご存じの増田委員になっていただければなと思ひまして、ご推薦させていただきます。

○事務局

今、藤本委員からご推薦がございましたが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○事務局

それでは、増田委員に委員長をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

増田委員長、委員長席のほうにお移りいただきたいと存じます。

それでは、委員長に一言ごあいさつを頂戴したく存じます。よろしくお願いいたします。

○増田委員長

ただいま、委員長という重要な役割を拝命いたしました大阪府立大学の増田でございます。

多分、先ほども藤本先生の方からご推挙いただきましたように、大幅に委員会のメンバーが変わって、少し平均年齢が下がったのかなと思いますけれども、1回からずっと参画させていただき、あるいは条例のアクションプランを作るときの専門部会長をしていたということでご拝命したのかなというふうに思っております。

先ほど局長さんの方からもありましたように、大阪市はこれから都市間競争に打ち勝っていこうと思うと、魅力ある都市というのは非常に重要な形になってこようかと思えます。色んな所で少し開発も市内で進んでおりますし、一旦開発が進行してしまいますと四、五十年その景観が定着するということでございますので、開発時に合わせていい方向を探っていくかといけないというふうな使命も帯びてようかと思えます。

浅薄の身ですので委員の皆さん方には色々忌憚ない意見いただきながら、少しでも魅力ある大阪市へということでご協力のほどお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは、座って議事を進めさせていただきたいと思えます。

○事務局

ありがとうございました。

それでは引き続きまして、大阪市都市景観規則第17条第3項の規定によりまして、委員長の職務代理者を、ということになってございます。その職務代理者におきましては委員長が指名をすることとなってございます。増田委員長、いかがいたしましょうか。

○増田委員長

そしたら非常にお手数をおかけしますけれども、前期もアクションプランを作るときの専門部会の代理もいただいておりました大阪大学の澤木先生にお願いしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○増田委員長

ありがとうございます。

○事務局

それでは澤木委員、委員長の職務代理者ということで、今後よろしくお願いいたします。

す。

それでは、これからの議事進行につきましては、増田委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○増田委員長

はい。そしたら議事に入ります前に、まず都市景観委員会運営要綱3（3）に基づきまして、議事録署名人をお願いしたいと思います。本日、あいうえお順に小伊藤先生と孔先生のお2人をお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

○増田委員長

それではよろしくお願ひしたいと思います。

それではまず、2つ目の議題、都市景観委員会の審議事項についてでございます。

事務局の方からご説明よろしくお願ひしたいと思います。

○事務局

（資料1－1の説明）

○増田委員長

はい、ありがとうございます。2つございまして、資料1－1にこの3年間でやる主な審議事項が書かれております。これ何かご質問ございましたら。いかがでしょうか。

それともう1点は、資源検討部会の継続設置について事務局の方からご提案がございまして、この点に関して何かご質問ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（意見なし）

○増田委員長

そしたらご質問ないということでございまして、事務局の方からご提案いただいております平成19年度、20年度で重点審議をしないといけないというのがございまして、部会を継続設置をしたいということでございまして。私の方でもそういうふうな形で部会を設置したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

○増田委員長

はい、ありがとうございます。そしたら、ご提案どおりに都市景観資源検討部会の継続をするということでご了承いただいたということでございます。

つきましては、先ほどございましたように、大阪市都市景観条例第19条に私の方から委員をご指名し、かつ、委員の中から部会長をお願いするということでございまして、僭越ながらご提案させてもらいたいというふうに思います。

澤木先生には何でもかんでも頼んで申しわけないですけども、部会長をぜひお願いしたいというふうに思っております。それと、前期から引き続いて景観資源に関して詳しい藤本委員にお願いしたいと思います。さらに、今期新任いただきました川崎委員と木多委員の計4名でお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。皆さんご存じのように、川崎先生はシビックデザインのご専門ですし、木多委員は都市景観専門でございます。藤本先生の方は色彩なりサイン、ファニチャーというあたりに非常にご造詣が深いということでございます。それで澤木先生は都市景観のご専門ですので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、今日お2人の委員、木多委員と川崎委員がご欠席ですので、ご了解を事務局の方で取っていただきたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

○事務局

はい、取らせていただきます。その後、また委員長の方にご報告させていただきたいと思ひます。

○増田委員長

はい、わかりました。ありがとうございます。

それでは、今日の第3議題でございます都市景観資源の登録に向けた取り組みについてということで、事務局の方からご説明をお願いしたいと思ひます。

○事務局

(資料2の説明)

○増田委員長

はい、ありがとうございます。都市景観資源の登録に向けた取り組みについてということで、この都市景観資源登録というのは、非常に緩やかに指定していきながら、先ほどもありました市民さんとの協働であるとか参画といった意味で非常に重要な行為でございますので、ご忌憚ない意見をいただければなというふうに思ひますけどいかがでしょうか。

○小伊藤委員

すみません、ちょっと勉強不足で申し訳ないですけど、教えていただきたいことがあります。この都市景観資源の登録は、広く市民に知ってもらうということが主な目的ということなんですけれども、保存をするとか残すとかということが目的には無いのかということとの関係で、指定されても何も制約がかからないのか、何かこう変更したり壊したりしてはいけないとか、そういう制約は何もかからないのかどうかということが1つと、それから、もう既に二十何ヶ所登録されているということですが、大体幾つぐらいというか、どれぐらいの規模で登録を予定されているのかという辺りを教えていただけ

たらと思います。

○増田委員長

はい、わかりました。いかがでしょうか。

○事務局

ちょっと説明が不足しておりまして申し訳ございません。都市景観資源につきましては、市民の方々に関心を持ってもらう、あるいは地域の特性を生かした景観づくりの際の手がかりとしていただくということで、先ほど小伊藤先生のほうからご指摘もございました何か規制かかるかと申しますと、規制はかかりません。具体的には、後ほどのまた議題になりますが、景観法に基づく景観重要建造物・樹木というようなものにつきましては、現状変更の規制、あるいは景観行政団体に対しての許可というものが必要になってまいりますけど、この都市景観資源はそういったものではございません。

それから、2つ目の数につきましては、正直言ってちょっと、今回試行的にまた北区で募集をさせていただきまして、どれぐらいの案件が出てくるのかということにもちょっと絡んでくるのかなと思っておるんですけども、概ね、最初の取り組みといたしましては、10件から20件程度ぐらいになるのかなあというふうに考えております。これも今の段階では仮の想定という形で、今後の募集状況を踏まえながら、またあるいは区によって、地域によってもかなりばらつきが出てくる可能性もありますけど、それはこれからの色々な事業の展開の中で考えていきたいというふうには思っております。

○増田委員長

よろしいですか。具体的に、22でしたっけ。

○事務局

はい。

○増田委員長

22、ちょっとざっと読み上げていただけますか。皆さん知ってるやつばかりやと思いますので、22物件に関しては。もう口頭で言っていたらいいと思う。

○事務局

例えば、大阪市中央公会堂、あるいは大阪城の天守閣がございます。あるいは近代建築物では綿業会館、それから大阪府立中之島図書館、大阪倶楽部、生駒時計店がございます。あるいは橋梁という形になりますと桜宮橋、港大橋、淀屋橋が指定をされております。

この22件を登録いたしましたのは、平成14年度と15年度にこの景観委員会でも色々ご議論していただきまして、その際には、まず市全体でお気に入り景観は何かございませんかというようなアンケートをいたしました。その後、そこから集まったものも参考に

した上で、整理の中身、具体的に対象物として限定できるものを選び、その上で地域性あるいは——当初は大阪市を代表するようなものを集めるというスタンスで、先ほど申し上げました22件、市民の方に広く認知されているものを、最終的に景観委員会の先生方にご議論していただいた上で選ばれております。

○増田委員長

はい、ありがとうございました。

何か他に、景観資源登録に向けた取り組みに関して、ご意見なりご質問ございましたらいかがでしょうか。

○藤本委員

私、この22件の選定にも関わらせていただいた立場からちょっとお話をさせていただきますと、確かに持ち主に対して何もかかってこないんですけども、私が捉えていますのは、景観資源に選定することでそれ自身を守るということでもありますけれども、それが例えば隣にあるのか、わがまちにあるのかということで、その周辺への景観全部への広がり期待しているというところがあります。それが皆さんに親しまれているものであれば、隣に変なもの建てられないねということで、ちょっと見直していただけるのが、木を植えていただくとか、そういうことの広がりが出てくるんじゃないかと思えます。

例えばお初天神なんかは、これに選ばれたからかどうかわかりませんが、この交差点のほうに、建て替わったビルの方から、空間を空けてくださって、南側のほうの広い道路からお初天神の正面が見えるように工夫してくださったと、そういうことがあります。別にこれに選ばれたからじゃないと思えますけれども。そういうことで周辺のほうも意識的に、好意的に意識を変えていただくというふうな効果もあるんじゃないかというふうに申し添えたいと思えます。

○増田委員長

はい、ありがとうございます。多分これ、22件、何件かずつ各委員の方々にお願いして、どういう点で指定したかというコメントも整理いただいて、今ホームページでアップしていると思えます。また、ひょっとしたら今回もう資源登録ができれば、各委員の皆さんに少し、どういう視点でこれを取り上げたかみたいなコメントもいただかないといけないかもしれませんね。

ほか、何かございますでしょうか。いかがでしょう。多分新聞が1番取り上げたのはグリコやったと思うんですけどね。企業さんもすごく喜ばれましたし、新聞もある部分道頓堀ということの象徴性みたいな形で取り上げられたということやったと思うんですけど。

よろしいでしょうか。

○澤木委員

ちょっと3点ほど質問がありますけれども、これは後の議題とか、それから今後の部会のほうの検討事項にも関係してくると思いますけど、1つは、今回北区と旭区で募集をかけようということを考えていますけれども、こういった取り組みは1回限りなのかというか、定期的に例えば5年とか10年ごとにやりながら見直しをしていくのか、その辺の何か考えがありましたら教えていただきたいというのが1点目です。

それから2つ目が、これは次の議題とも関わるんですが、この景観重要建造物、景観重要樹木、これとこの都市景観資源の関係というのをどう捉えておくべきなのか。重複してもいいのか、別々に考えるのかというのについてのお考えがありましたら教えていただきたいということ。

あと、必要条件の2番目に違法建築物でないことというのがあるんですが、この違法っていうあたりがどこまで見るのかというのが、建築基準法上で違法なのか、景観法上の違法なのか。あるいは建築物を対象にしていますけれども、例えば樹木なんかで道路沿いであって、多分今は道路交通法としての形で合法的に続けられていると思いますけど、なかなか法的解釈が難しいようなものも出てくると思うんですけど、もしその辺についてのお考えがありましたらお教えいただければと思います。

○増田委員長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

○事務局

はい、まず1点目でございます。今回、ちょっとこれも説明不足で恐縮なんですけども、旭区につきましては、実は都市景観資源として単体での募集ではないんですが、区独自の事業といたしまして、区内にございますお店であるとか名人の方、あるいは有名な工業製品なものを集めるという区独自の取り組みをされていらっしゃる中に景観というものをちょっと盛り込ませていただいて実は募集をいたしておりまして、景観に関わる要素としては5、6件ぐらいの案件が上がってきております。

今後どのような展開かということにつきましては、北区と旭区でまず試行的な取り組みをさせていただきまして、その課題を踏まえた上で他の区役所の方にも働きかけをしながら広げていきたいというふうに考えております。できましたら、当然24区という形で広げていって、そうしますとある程度時間も要しますので、その後、また再度、2回目という形で元に戻って、また北区、旭区さんで、その後さらに資源的なものも追加していけたらというふうには考えております。

2つ目の景観重要建造物との違いでございますが、先ほどもちらっと申し上げました。

まず、景観法に基づくものと大阪市条例に基づくものという制度的な面の違いがございます。1番大きいのは現状変更について規制がかかるかどうかということで、景観重要建造物・樹木というのは、基本的には維持、保全、継承というのが主たる目的だというふうに考えております。

都市景観資源につきましては、もう少し幅広くとらえておりました、先ほど藤本先生からもご指摘ありました地域の景観の核として、周辺のまちづくりへの波及効果をもたらすとか、市民の方々の関心をさらに高めていただくというのが趣旨でございますので、制度の目的が若干違うところはございます。ただ、資源の中にも、特に大阪市として維持、保全、継承していかなければならないという特に優先度の高いものにつきましては、景観重要建造物・樹木といったものに指定をしていくという形が想定されます。

それから3点目、違法建築物等違法性の確認でございますが、1つ参考にしたいなと思っておりますのは、大阪まちなみ賞という建物とかまちなみとかそういうものを表彰する制度が大阪府、大阪市、建築士会さんの3者合同で開催をしておりますけれども、そのときにも建築物等につきましては、確認申請が出ているかどうかとか、違法建築物としての指定を受けていないかどうかということをチェックいたしておりますので、そのレベルぐらいまではできるのではないかとこのように考えております。

○増田委員長

よろしいでしょうか。多分後でご説明あると思いますけど、重要建造物あるいは樹木については、指定の考え方の中に基本的には今回の都市景観資源登録した物件の中から、さらにそれで維持、補修、継続性ということが担保される、あるいはその必要性のあるものについて、景観資源から景観重要建造物もしくは樹木に持ち上げていきたいというふうな、そんなことが後で少しご説明あるかと思っておりますけど。

○事務局

実は、私どもがそういったところで1番迷っているといいますか、先ほど部会の委員、先生方のご指名をいただいた訳なんですけれども、検討部会の中でも1つの議論のテーマにさせていただこうかなと思っております。実は、先ほどご質問のありました景観重要建造物と景観重要樹木、これは景観法の中で確定的に定義されている言葉で、正しくは先ほどの資料3のほうにその位置づけを書いているんですけれども、例えば景観重要建造物であれば、歴史的または文化的に価値が高いと認められた建造物、また地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている建造物ということで、定義的にはちょっとぼやつとしたところもありますけども、都市景観資源と比べると、単品ものとしての位置づけといいますか、それが明確になってきていると。

先ほど委員長がおっしゃっていただきましたように、我々都市景観資源を少しでも広

く——広くと言っても対象物を広くという意味じゃなしに影響的にも広くといいますか、例えば建造物を中心にした周りのまちなみといいますか、周りのまちなみは建造物ではないけれども、周りがあるから建造物が引き立っているとか、そういう関係の都市景観資源というのを発掘といいますかさせていただきたいなということで。ちょっと進んで言うと、まず景観資源として登録をさせていただいて、その中から重要建造物へ移行していくと。第1段階の価値があるかないかのご判断等が資源の登録ということになるのかなと思っております。

それから、先ほど澤木先生がおっしゃられた、今回北区だけの試みを全区に広げていくということでご説明をさせていただきましたけれども、要するに何年かに一遍、やり直そうかという、ちょっと明確な返事をしてくれなかったかなとは思いますが、その点にも私も、非常に悩ましいところかなと思っております。それと今回のようなやり方でいいのかどうかということも含めて、恐らく考えていかないかんことがたくさんありますので、そういう試行という意味で北区役所と協働してやらせていただいて、その結果をよく把握しながら、より良い登録制度にしていきたいなという、そういう思いですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○増田委員長

多分、ひょっとしたら区で募集をかけてずっとやっていくというのを回していくのがいいのか、あるいは常に登録申請みたいなやつを窓口開いて年に1回何個か集まった段階で審査するとかという、市民さんがより積極的に提案できるような、1年中いつでも登録申請をとりあえずできますよというような仕組みについても、ケーススタディーを一遍やってみて、考えないといけないかもしれませんね。

○渡邊委員

1件ご質問がございますが、今の都市景観資源なんですけれども、所有者の意向というものはどういう形で反映されるんでしょうか、それとも無関係なんでしょうか。この辺りについてご質問をさせていただきます。

○事務局

今回試行的に募集いたします北区の方でございますが、区役所との協議の中で、今回につきましては候補に上がってきたものについて、所有者の方に、いわゆるホームページには写真等を掲載されるということもございますので、その了解をいただきながらという形で考えております。

○渡邊委員

わかりました。

○増田委員長

確か、この22件やったときも日銀は辞退されたんではしたかね。

○事務局

今、増田委員長がおっしゃいましたように、日本銀行さんのほうは辞退させていただきたいということで、所有者の同意が得られなかったということがございます。

○増田委員長

何か他に、この点に関しまして、よろしいでしょうか。

そしたら、部会の先生方には少しご負担かけるかもしれませんが、とりあえず1度北区で試行的にやってみて、うまくいけばそれを全市的へ展開をしていくということをお願いしたいと思います。特に、これも前回大分議論されて、第1回目の都市景観資源は、どちらかという大阪を代表するという、これは余り紹介せんでもみんな知っている物件やろうと。むしろ区別で新たな発見みたいな、あるいは、新たなその地域で大事にされているみたいなやつをもっと発掘していくべきではないかみたいな議論もありましたので、その辺を踏まえて、また試行していただければなというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして第4議題ですけれども、先ほども少し議論出ていましたように、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に向けた取り組みについてということで、事務局のほうからご説明よろしくお願ひしたいと思います。

○事務局

(資料3の説明)

○増田委員長

はい、ありがとうございます。景観重要樹木は松江市の、全国でまだ1本だけという状況です。

ただ今のご説明いただきました内容で、ご質問なりご意見ございましたらいかがでしょうか。他の先進市というのを見ると、京都市はどうも、その指定候補みたいなやつは町家に限ってかなり候補も出て、順次同意をとれたやつから京町家に関して戦略的に指定していつているということでございますし、近江八幡なんかはちょうど改修時期にきて、国庫補助を入れたいために戦略的に指定したというふうな状況があったりとかございます。だから、少し大阪市さんの方でも、どういう戦略でやっていくかみたいなやつ、何を売りに選択していくんかみたいなやつが要るかもしれませんよね。京都の場合はもう確実に文化財で保管、社寺仏閣はかなり指定されているものですから、そこから抜け落ちる京町家を、もう対象にずっとやっていこうみたいな戦略をお持ちなんですね。

何かご質問ございますか。いかがでしょうか。少し、行政の方々もたくさん出ていただいていますので、これから委員会そのものでも忌憚ない意見をいただければと思います。

○井上ゆとりとみどり振興局緑化推進部長

ゆとりみどり振興局の井上です。資料3の(2)の指定の考え方のところですが、その3つめの「・」で、先ほど来議論になっていきます基本的に都市景観資源の登録した物件の中からとあるんですけれども、区連携とか市民協働も非常に基本的なところかなと私も思っています。ただですね、専門家あるいは景観的なとか、色々景観法に何か文化とか経済とか生活とか芸術とかありますんで、そういった方々からの提案、選定という、项目的にこれがちょっと読み切れない。市民から上げてもらうだけではなくて、ちょっと専門家からの提案というようなこともご審議いただく方がええんかなというのが1点。

それと、ページめくってもらって調査フローのところですが、この2番目のところ、評価基準の設定とあるんですけれども、たしか景観法の中には、評価ではないんですが、1条か2条で文化とか生活とか何かそういうような類があるかと思うんです。ということで、もちろん景観視点、意匠史、歴史、技術というのがあるんですけれども、文化的な面とか、それとやはり都市生活の中で色々景観ができてくると思うんですね。ですから文化とか生活的な視点からの評価というのもちょっとある方が、大阪的な色々な景観形成に対する評価にもなるのかなあと思います。

以上です。

○増田委員長

はい、ありがとうございます。

何か事務局の方ございますか。多分このモデルスタディーのほうの評価項目案に関しては、生活やとか文化やとかいうような視点が入っていてもいいんじゃないでしょうかというので、これはこれから検討されていきますので、ぜひその辺も踏まえてシミュレーションしていただければなというふうに。

○事務局

はい、ありがとうございます。先ほどの都市景観資源のところでも地域性・歴史性・文化性ということを入れておまして、こちらのちょっと重要建造物・樹木の調査フローのところ、ちょっと歴史的価値がそういうものを含んでいるという理解はしているんですが、明確にちょっと基準を記載しておいたほうがよりの確かなというふうには思っております。ありがとうございます。

○増田委員長

もう1点、ひょっとしたら1番最後の整備機構なんかとも関係してくるかもしれませんが、専門家集団からの提案みたいなやつが、本当にどう受けとめるのかと。市民からの提案もあるでしょうし、専門家集団からの提案みたいなやつをというので。先ほど

フローチャートのところでは点々でずっと、一番下に指定提案制度への対応というふうなことで点々は入っていますけれども。今のご提案に関していかがでしょうか。

○事務局

法律上、提案制度というのを位置づけられておりますので、出てきた場合には受けとめざるを得ないという形かと思っておりますが、その時に明確な私どもの基準があれば、それに基づいて判断も当然させていただくと。その基準を今後検討していくまでに出てきたときの判断というのを、ちょっと悩ましいといえますか、そういうところはありませんけれども、出てきた内容を見て判断をしていくしかないのかなというふうには、今は思っております。

○事務局

ちょっと補足させていただきます。先ほどちょっと北区さんと一緒にやらせていただく部分については、どこにもそれを書いていませんけど、北区の住民に限るとは書いていないので。北区にある都市景観資源について、仮に札幌の方が、ここはええやんかいと、こういうふうにご提案いただいても構わないということです。先ほど井上部長がおっしゃったのはそういうのを含めて、ですから今回の場合、専門家の専門的な見地からご提案、北区の景観に対して入れていただくというのは、これ提案制度とは別に、施行後の制度の中でやらせていただきたいなと思っております。

○増田委員長

はい、わかりました。

多分もう1点はね、次でご報告いただく景観整備機構みたいなやつありますよね。それで、例えば専門的なお立場のほうから、大阪市としてはこういうやつが資源じゃないでしょうかみたいな提案みたいなやつを、もうそんな仕組みを行く行く考えていくというふうなこともあるかもしれないですよ。その辺も踏まえて。今の北区の話はそれでもう非常によくわかりましたので。

○事務局

調査のフローのところの対象物件リストアップと書いてございますけれども、これで全部であるとか、建造物・樹木、必ずしもこれに限るという意味ではございませんで、今までの、まず題材として上がってくるのがこれだけかなと。それをカルテで整理いたしまして、それからさらに提案欄にもありましたが付け加えていきたい。

それから、委員長ご指摘ありましたこの戦略といいますか、カルテを作成いたしますので、その際にそういった、この特徴なり評価ですね、そういうところを念頭に置きながら整理させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○増田委員長

はい、わかりました。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。これも少し試行錯誤をやってからでないというようなことだと思いますけれども、今、少し具体的には進めていきたいというご提案をいただいております。よろしいでしょうかね。とりあえず取り組んでみるということが非常に大事なものですから、1度取り組んでいただきながら、適宜、部会なり委員会なりでご議論いただいて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

そしたら、一応、今日予定しておりました議事内容に関しましては、ご協力をいただきまして無事終わったのかなというふうに思っております。

その他がございます。すみません。その他の景観整備機構の指定状況について、これは報告ということでございますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

○事務局

(資料4の説明)

○増田委員長

はい、ありがとうございます。現状で4団体になりましたというご報告ですけれども、何かご質問ございますか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。うまく連携をしてということで、何度か講習会を開いていただいているということでございますけど。特別ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そしたら、一応これ報告事項でございますので、報告させていただいたということでございます。

本日予定しておりました1番から5番までの議題すべて終わったと思っておりますけれども、この際何か、委員会運営に関してでも結構ですし、何かご提案なりご質問等ございましたら。よろしいでしょうか。

今日は、初めての顔を合わせたメンバーが多かったものですから、割と静かですけれども、これから少し積極的に意見交換をしながら進めていきたいと思っておりますので、ご遠慮なくご発言いただければと思います。よろしくお願ひしたいと思っております。

今日はご協力いただきまして、予定より少し早目に終えることができました。ありがとうございます。

それでは、事務局のほうに進行をお返ししたいと思います。

○事務局

増田委員長、どうもありがとうございました。

本日検討いただきました事柄、それから貴重なご意見等を踏まえまして、今後、検討部会の先生方に色々と検討をお願いをさせていただきたいと考えております。

今後とも、委員の皆様方には、ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

これもちまして、本日の第25回大阪市都市景観委員会を閉会とさせていただきます。
どうもありがとうございました。

大阪市都市景観委員会委員 孔 怡 印

大阪市都市景観委員会委員 小伊藤 亜希子 印